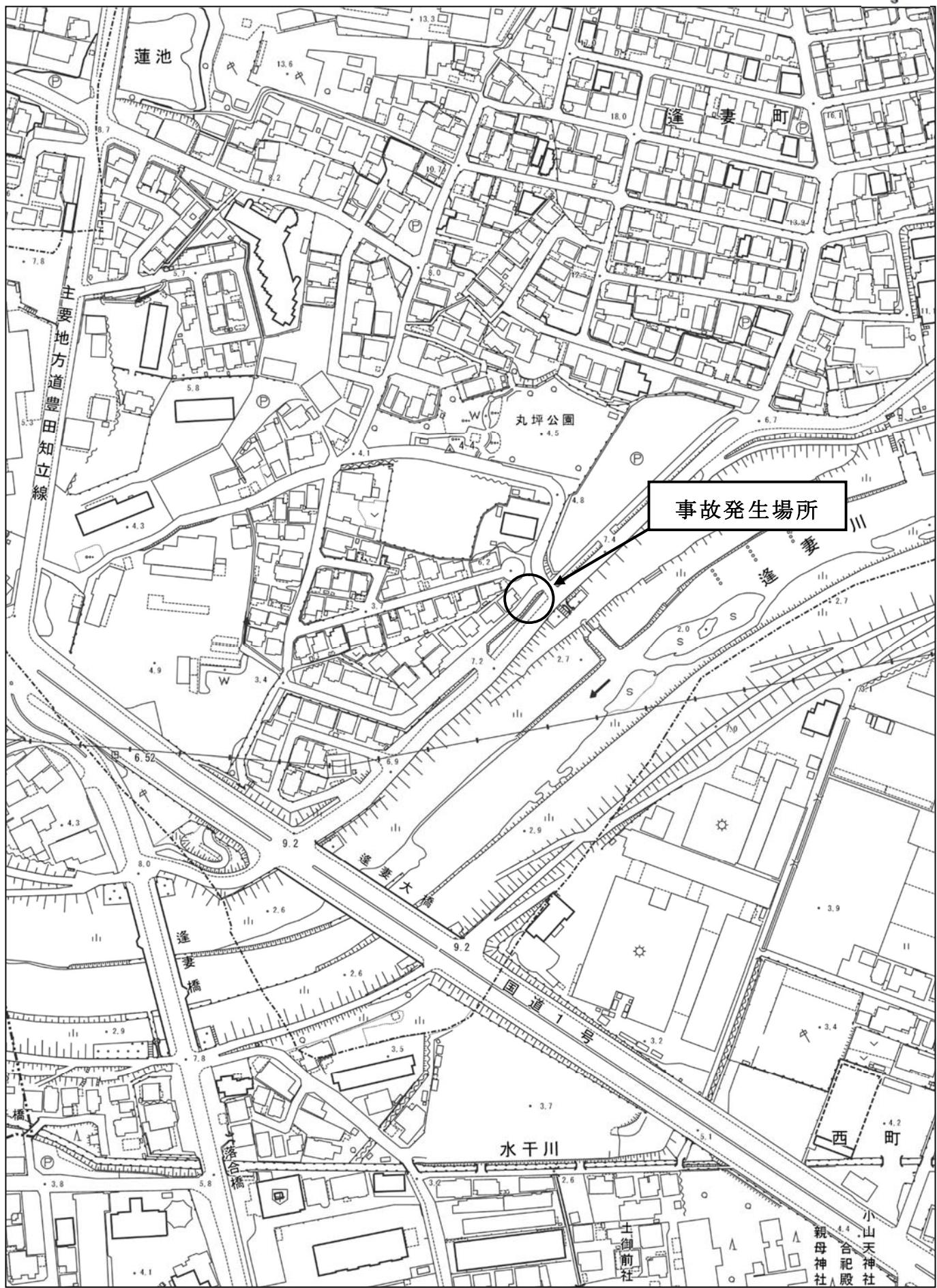


令 和 7 年

市議会 12月定例會議案參考資料

位置図



知立市事務分掌条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

(議案第58号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、知立市に次の部を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 市民協働部</u></p> <p><u>(4) 福祉こども部</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 産業環境部</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p><u>(部の事務分掌)</u></p> <p>第2条 <u>部</u>の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画部 ア・イ 略 ウ <u>まちづくり</u>に関する事項</p> <p><u>エ</u> 略 <u>オ</u> 略 <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略</p> <p>(2) 総務部 ア～オ 略 <u>カ</u> 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 <u>キ</u> 市民相談に関する事項</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、知立市に次の部<u>及び局</u>（以下「部等」という。）を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 危機管理局</u></p> <p><u>(4) 福祉子ども部</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 市民部</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p><u>(部等の事務分掌)</u></p> <p>第2条 <u>部等</u>の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画部 ア・イ 略 ウ <u>市民活動の推進</u>に関する事項 <u>エ</u> <u>人権及び男女共同参画</u>に関する事項 <u>オ</u> 略 <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 <u>ケ</u> 略 <u>コ</u> <u>企業立地の推進</u>に関する事項</p> <p>(2) 総務部 ア～オ 略</p>

改正後	改正前
(3) <u>市民協働部</u> <u>ア 市民活動の推進に関する事項</u> <u>イ 人権及び男女共同参画に関する事項</u> <u>ウ 観光に関する事項</u> <u>エ 略</u> <u>オ 略</u>	(3) <u>危機管理局</u> <u>ア 略</u> <u>イ 略</u>
(4) <u>福祉子ども部</u> <u>ア 略</u> <u>イ 子ども家庭相談に関する事項</u> <u>ウ 略</u>	(4) <u>福祉子ども部</u> <u>ア 略</u> <u>イ 略</u>
(5) 略	(5) 略
(6) <u>産業環境部</u> <u>ア 商工業及び労働行政に関する事項</u> <u>イ 企業立地の推進に関する事項</u> <u>ウ 略</u> <u>エ 土地改良に関する事項</u> <u>オ・カ 略</u>	(6) <u>市民部</u> <u>ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項</u> <u>イ 市民相談に関する事項</u> <u>ウ 商工業、観光及び労働行政に関する事項</u> <u>エ 略</u> <u>オ・カ 略</u>
(7) 建設部 <u>ア 略</u> <u>イ 略</u>	(7) 建設部 <u>ア 略</u> <u>イ 土地改良に関する事項</u> <u>ウ 略</u>
(8)・(9) 略	(8)・(9) 略

知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

(議案第58号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(管理)</p> <p>第3条 子ども教室は、<u>市長</u>が管理する。</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 子ども教室は、<u>知立市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）が管理する。</p>
<p>(利用者)</p> <p>第5条 子ども教室を利用することができる者は、知立市立来迎寺小学校に在籍している児童で、あらかじめ<u>市長</u>の登録を受けたものとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(利用者)</p> <p>第5条 子ども教室を利用することができる者は、知立市立来迎寺小学校に在籍している児童で、あらかじめ<u>委員会</u>の登録を受けたものとする。ただし、<u>委員会</u>が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、施設の管理上又は事業の運営上支障があると認める場合は、子ども教室の利用を制限することができる。</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第6条 <u>委員会</u>は、施設の管理上又は事業の運営上支障があると認める場合は、子ども教室の利用を制限することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p>

知立市人にやさしい街づくり推進協議会条例の一部改正案新旧対照表（附則第2項関係）

（議案第58号、参考資料）

改正後	改正前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、建設部建築課及び <u>福祉こども部福祉課</u> において処理をする。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、建設部建築課及び <u>福祉子ども部福祉課</u> において処理をする。

知立市子ども・子育て会議条例の一部改正案新旧対照表（附則第3項関係）

（議案第58号、参考資料）

改正後	改正前
(庶務) 第6条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福祉こども部こども家庭課</u> において 処理をする。	(庶務) 第6条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福祉子ども部子ども課</u> において処理 をする。

行政組織・機構の見直し案の概要について

1 行政組織・機構の見直しの目的

- (1) 市長政策及び第7次総合計画の基本方針を推進する体制とすること。
- (2) 市民、関係団体、地元企業等との関わりを強化する体制とすること。
- (3) 新たな行政需要について、課題に積極的に取り組む体制とすること。

2 重点項目

- (1) 知立駅周辺整備事業に合わせて、周辺一帯の魅力的なまちづくりを推進するとともに、その魅力を市内外に効果的に発信する。
- (2) 防災、防犯等に関し、自助力、共助力を強化するため、町内会や市民活動との連携強化を図る。
- (3) 福祉分野における支援の狭間をなくすため、重層的な支援体制の整備を図るとともに、こども家庭センターの機能強化及び充実を図る。
- (4) 商工業振興と企業立地を一体的に推進するとともに、農業振興も含めた市内産業全体の振興を図る。

3 改正内容

- (1) 部局、課及び係の廃止、新設、統合、名称変更等

- ① 部局の名称変更

- ・ 「危機管理局」→「市民協働部」、「福祉子ども部」→「福祉こども部」、「市民部」→「産業環境部」

- ② 課の廃止、新設、名称変更等

- ・ 「企業立地推進課」を廃止する。
 - ・ 「地域活動推進課」を新設する。
 - ・ 「子ども課」を「こども家庭課」と「保育支援課」とに分離する。
 - ・ 課の名称を次のとおり変更する。

「協働推進課」→「まちづくり政策課」、「企画政策課」→「企画情報課」、「経済課」→「産業振興課」、「まちづくり課」→「都市整備課」

- ③ 係の廃止、新設、統合、名称変更等

- ・ 「まちづくり政策係」、「観光振興係」、「地域福祉係」及び「こども家庭相談係」を新設する。
 - ・ 「企業立地推進係」を「商工振興係」に、「長寿係」を「地域支援係」に

統合する。

- ・ 係の名称を次のとおり変更する。

「地方創生 S D G s 係」 → 「企画統計係」、「保護援護係」 → 「生活保護係」、「児童家庭係」 → 「こども育成係」、「商工観光係」 → 「商工振興係」、「農政係」 → 「農業振興係」、「道路工務係」 → 「整備係」、「河川工務係」 → 「維持係」、「まちづくり推進係」 → 「都市整備係」

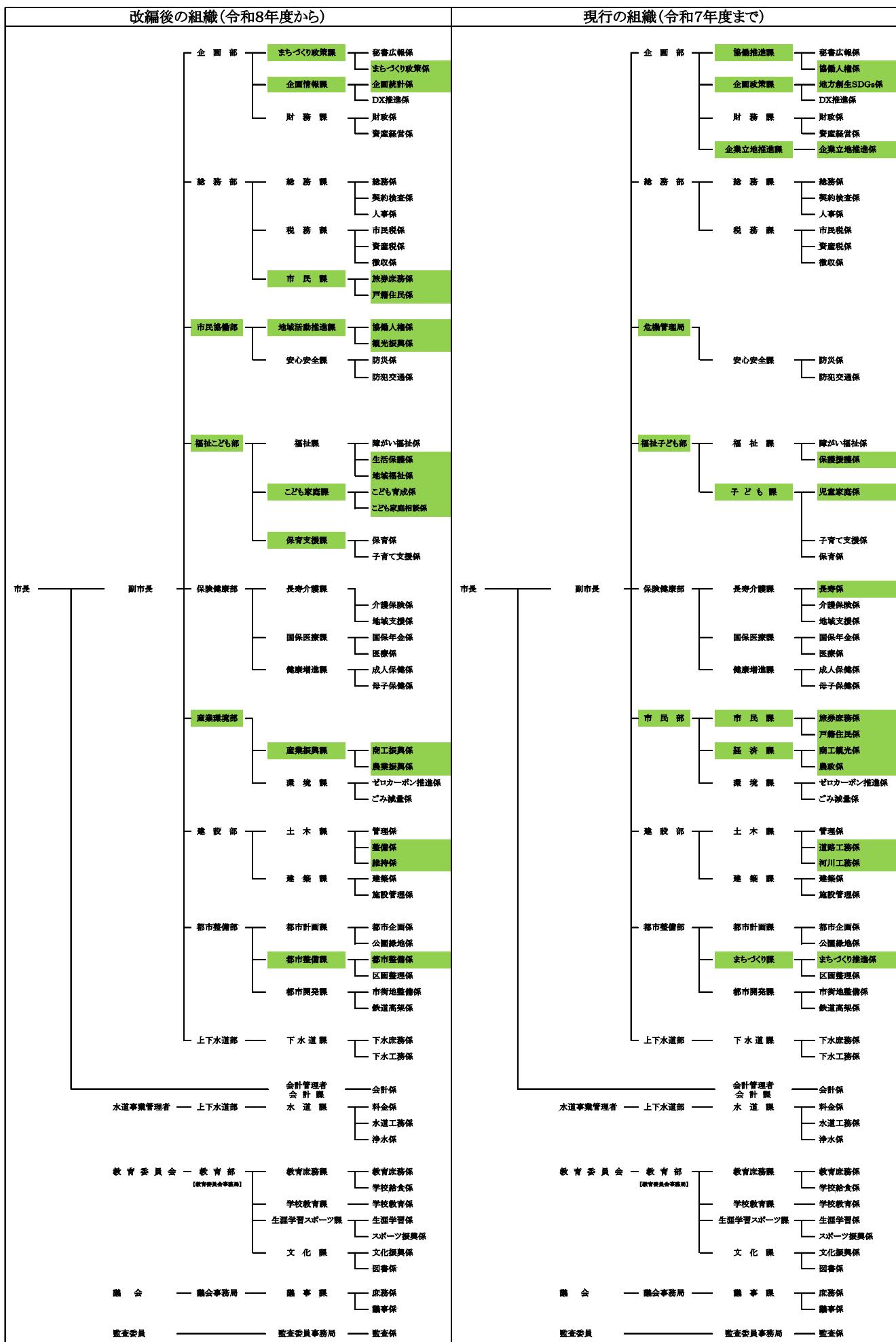
(2) 部及び課間の移管

- ① 「市民課」を「市民部」から「総務部」に移管する。
- ② 「協働人権係」を「企画部」から「市民協働部」に移管する。

4 部、課及び係の増減数

区 分	改正後	現 行	増減数
部	1 1	1 1	0
課	3 0	2 9	1
係	6 2	6 0	2
合計	1 0 3	1 0 0	3

知立市行政機構図



組織機構の改編等に伴う事務分掌の改正案

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p>企画部</p> <p><u>まちづくり政策課</u></p> <p>秘書広報係</p> <p>1 秘書用務に関すること。</p> <p>2 儀式及び涉外に関すること。</p> <p>3 褒賞及び表彰に関すること。</p> <p>4 市長会に関すること。</p> <p>5 部課長会等の連絡に関すること。</p> <p>6 シティプロモーションに関すること。</p> <p>7 広聴に関すること。</p> <p>8 ホームページ、SNS等の管理運営に関すること。</p> <p>9 広報ちらりゅうの編集及び発行に関すること。</p> <p>10 市勢要覧の編集及び発行に関すること。</p> <p>11 報道機関との連絡に関すること。</p> <p>12 公平委員会との連絡に関すること。</p> <p>13 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p> <p><u>まちづくり政策係（新設）</u></p> <p>1 知立駅周辺の交流促進・にぎわい創出に関すること。</p> <p>2 市長が特に命じた事項に関すること。</p> <p>3 重要施策の企画及び調整に関すること。</p>	<p>企画部</p> <p><u>協働推進課（まちづくり政策課に名称変更）</u></p> <p>秘書広報係</p> <p>1 部に属する情報の公開に関すること。</p> <p>2 部の職員の配置計画に関すること。</p> <p>3 部の庶務に関すること。</p> <p>4 秘書用務に関すること。</p> <p>5 儀式及び涉外に関すること。</p> <p>6 ほう賞及び表彰に関すること。</p> <p>7 市長会に関すること。</p> <p>8 部課長会等の連絡に関すること。</p> <p>9 市政の啓発及び宣伝に関すること。</p> <p>10 広聴に関すること。</p> <p>11 ホームページに関すること。</p> <p>12 広報ちらりゅうの編集及び発行に関すること。</p> <p>13 市民と各部課等との連絡に関すること。（<u>広聴に含める。</u>）</p> <p>14 市勢要覧の編集及び発行に関すること。</p> <p>15 報道機関との連絡に関すること。</p> <p>16 公平委員会との連絡に関すること。</p> <p>17 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p> <p><u>協働人権係（地域活動推進課へ配置変更）</u></p> <p>1 区長会等に関すること。</p> <p>2 コミュニティに関すること。</p> <p>3 NPO及び市民活動の推進に関すること。</p> <p>4 國際交流及び都市間交流に関すること。</p> <p>5 市民との協働の促進に関すること。</p>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<u>企画情報課</u>	<u>平和都市宣言の推進及び総合調整に関する事。</u>
<u>企画統計係</u>	<u>人権教育・啓発に関する事。</u>
1 市政の企画調査及び総合計画に関する事。	<u>人権擁護委員に関する事。</u>
2 SDGsの総合調整に関する事。	<u>男女共同参画に関する施策の企画及び調整に関する事。</u>
3 諸施策の総合調整に関する事。	<u>西丘コミュニティセンターの管理運営に関する事。</u>
4 行政組織に関する事。	<u>西丘文化センターの管理運営に関する事。</u>
5 行政改革及び事務改善に関する事。	
6 市の行政区域に関する事。	<u>企画政策課（企画情報課に名称変更）</u>
7 広域行政に関する事。	<u>地方創生SDGs係（企画統計係に名称変更）</u>
8 統計に関する事。	1 市政の企画調査及び総合計画に関する事。
9 土地利用の総合調整に関する事。	2 SDGsの総合調整に関する事。
10 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地の先行取得に関する事。	3 諸施策の総合調整に関する事。
11 総合教育会議に関する事。	4 行政組織に関する事。
12 他の係の所管に属さない事。	5 行政改革及び事務改善に関する事。
D X推進係	6 多文化共生施策の推進に関する事。 <u>（協働人権係へ）</u>
	7 もやいこハウスの管理運営に関する事。 <u>（協働人権係へ）</u>
	8 市の行政区域に関する事。
	9 広域行政に関する事。
	10 統計に関する事。
	11 土地利用の総合調整に関する事。
	12 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地の先行取得に関する事。
	13 総合教育会議に関する事。
	14 その他市長が特に命じた事項（次号において「特命事項」という。）に関する事。 <u>（まちづくり政策係へ）</u>
	15 特命事項の調査研究並びに重要施策の企画及び調整に関する事。 <u>（まちづくり政策係へ）</u>
	16 他の係の所管に属さない事。
	D X推進係

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p>1 <u>D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進に関すること。</u></p> <p>2 I C T環境の整備に関すること。</p> <p>3 行政情報ネットワークの管理運営に関すること。</p> <p>4 情報処理システムの設計等の支援に関すること。</p> <p>5 <u>情報システムの標準化及び共通化に関すること。</u></p> <p>6 コンピュータ及びサーバ機器の管理運営に関すること。</p> <p>7 社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。</p> <p>8 <u>情報セキュリティに関すること。</u></p> <p>9 その他情報管理事務に関すること。</p>	<p>1 <u>デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進に関すること。</u></p> <p>2 I C T環境の整備に関すること。</p> <p>3 行政情報ネットワークの管理運営に関すること。</p> <p>4 情報処理システムの設計等の支援に関すること。</p> <p>5 コンピュータ及びサーバ機器の管理運営に関すること。</p> <p>6 社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。</p> <p>7 その他情報管理事務に関すること。</p>
財務課 略	<p>財務課 略</p> <p><u>企業立地推進課（廃止）</u></p> <p><u>企業立地推進係（産業振興課商工振興係へ配置変更の上、統合）</u></p> <p>1 <u>企業立地の推進に関すること。（商工振興係へ）</u></p>
総務部 総務課 総務係	<p>総務部 総務課 総務係</p> <p>1 部の所管に係わる事業の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 部の庶務に関すること。</p> <p>3 庁舎の維持管理に関すること。</p> <p>4 公印の管理に関すること。</p> <p>5 公告式に関すること。</p> <p>6 条例、規則等の審査に関すること。</p> <p>7 他の部課等に属さない条例、規則等の立案に関すること。<u>（他の部、課及び係の所管に属さないことに含める。）</u></p> <p>8 審査請求の審査に関すること。</p> <p>9 訴訟の総合調整に関すること。</p>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
7 市議会議案の調整、議決等の処理に関すること。 8 文書の浄書、整理保存及び廃棄に関すること。 9 文書の收受及び発送に関すること。 10 情報公開及び個人情報保護に関すること。 11 行政資料室に関すること。 12 宿日直に関すること。 13 選挙管理委員会との連絡に関すること。 14 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。 15 他の部、課及び係の所管に属さないこと。	10 市議会議案の調整、議決等の処理に関すること。 11 文書の浄書、整理保存及び廃棄に関すること。 12 文書の收受及び発送に関すること。 13 情報公開及び個人情報保護に関すること。 14 行政資料室に関すること。 15 宿日直に関すること。 16 選挙管理委員会との連絡に関すること。 17 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。 18 他の部、課及び係の所管に属さないこと。
契約検査係	契約検査係
1 工事の検査に関すること。 2 工事、委託、物品等の入札及び契約に関すること。 3 工事、委託、物品等の審査に関すること。 4 工事、委託、物品等の入札参加資格審査及び登録並びに指名審査委員会に関すること。	1 工事の検査に関すること。 2 工事、委託、物品等の入札及び契約に関すること。 3 工事、委託、物品等の審査に関すること。 4 工事、委託、物品等の入札参加資格審査及び登録並びに指名審査委員会に関すること。
人事係	人事係
1 職員の配置計画に関すること。 2 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。 3 職員の公務災害補償等に関すること。 4 職員の研修及び教養に関すること。 5 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。 6 職員団体及び職員互助会に関すること。 7 職員の給与及び旅費に関すること。 8 職員の退職給与及び共済に関すること。 9 職員等の公益通報に関すること。	1 職員の配置計画に関すること。 2 職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること。 3 職員の公務災害補償等に関すること。 4 職員の研修及び教養に関すること。 5 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。 6 職員団体及び職員互助会に関すること。 7 職員の給与及び旅費に関すること。 8 職員の退職給与及び共済に関すること。 9 職員等の公益通報に関すること。
税務課 略	税務課 略
市民課 (市民部から配置変更)	
旅券庶務係	

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p>1 <u>一般旅券の交付等に関すること。</u></p> <p>2 <u>マイナンバーカードの交付に関すること。</u></p> <p>3 <u>公的個人認証サービスに関すること。</u></p> <p>4 <u>犯罪人名簿に関すること。</u></p> <p>5 <u>逢妻浄苑の管理運営に関すること。</u></p> <p>6 <u>行政相談委員に関すること。</u></p> <p>7 <u>市民相談に関すること。</u></p> <p>8 <u>おくやみ窓口に関すること。</u></p> <p>9 <u>他の係の所管に属さないこと。</u></p> <p><u>戸籍住民係</u></p> <p>1 <u>戸籍の届出及び記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>戸籍の証明に関すること。</u></p> <p>3 <u>成年被後見人等及び破産者名簿に関すること。</u></p> <p>4 <u>住民異動の届出及びこれに伴う各課との連絡調整に関すること。</u></p> <p>5 <u>住民基本台帳の記録、証明等に関すること。</u></p> <p>6 <u>住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。</u></p> <p>7 <u>住民票記載事項実態調査に関すること。</u></p> <p>8 <u>特別永住者証明書の交付等に関すること。</u></p> <p>9 <u>中長期在留者の居住地の届出に関すること。</u></p> <p>10 <u>印鑑の登録及び証明に関すること。</u></p> <p>11 <u>埋火葬許可に関すること。</u></p> <p>12 <u>人口動態調査に関すること。</u></p> <p>13 <u>相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく報告に関すること。</u></p> <p>14 <u>し尿取扱券及び市の発行物の販売に関すること。</u></p> <p>15 <u>手数料及び使用料の収納に関すること。</u></p> <p>16 <u>自動車の臨時運行許可に関すること。</u></p> <p>17 <u>市税の証明に関すること。</u></p>	

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p><u>市民協働部</u></p> <p><u>地域活動推進課（新設）</u></p> <p><u>協働人権係（協働推進課から配置変更）</u></p> <p>1 <u>区長会等に関すること。</u></p> <p>2 <u>コミュニティに関すること。</u></p> <p>3 <u>NPO及び市民活動の推進に関すること。</u></p> <p>4 <u>国際交流及び都市間交流に関すること。</u></p> <p>5 <u>多文化共生施策の推進に関すること。</u></p> <p>6 <u>もやいこハウスの管理運営に関すること。</u></p> <p>7 <u>市民との協働の促進に関すること。</u></p> <p>8 <u>平和都市宣言の推進及び総合調整に関すること。</u></p> <p>9 <u>人権教育・啓発に関すること。</u></p> <p>10 <u>人権擁護委員に関すること。</u></p> <p>11 <u>男女共同参画に関する施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>12 <u>西丘コミュニティセンターの管理運営に関すること。</u></p> <p>13 <u>西丘文化センターの管理運営に関すること。</u></p> <p>14 <u>部内の他の課、係の所管に属さないこと。</u></p> <p><u>観光振興係（経済課から配置変更）</u></p> <p>1 <u>観光に関すること。</u></p> <p>2 <u>観光施設の管理運営に関すること。</u></p> <p>3 <u>観光交流センターの管理運営に関すること。</u></p> <p>安心安全課 略</p>	<p><u>危機管理局（市民協働部に名称変更）</u></p>
<p><u>福祉こども部</u></p> <p>福祉課</p> <p>障がい福祉係</p>	<p><u>福祉子ども部（福祉こども部に名称変更）</u></p> <p>福祉課</p> <p>障がい福祉係</p> <p>1 <u>部の所管に係わる事業の企画及び調整に関すること。</u></p>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p><u>1</u> 障害福祉の計画、企画及び調整に関すること。</p> <p><u>2</u> 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。</p> <p><u>3</u> 障害者の自立支援給付に関すること。</p> <p><u>4</u> 障害者の地域生活支援事業に関すること。</p> <p><u>5</u> 障害児通所支援に関すること。</p> <p><u>6</u> 障害者の手当に関すること。</p> <p><u>7</u> 障害者の権利擁護に関すること。</p> <p><u>8</u> 障害者福祉団体に関すること。</p> <p><u>9</u> 身体障害者福祉センターの管理運営に関すること。</p> <p><u>10</u> かとれあワーカスの管理運営に関すること。</p> <p><u>11</u> 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p> <p><u>生活保護係</u></p> <p><u>1</u> 生活保護に関すること。</p> <p><u>2</u> 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</p> <p><u>3</u> 中国残留邦人等の支援に関すること。</p>	<p><u>2</u> 部の職員の配置計画に関すること。</p> <p><u>3</u> 部に属する情報の公開に関すること。</p> <p><u>4</u> 部の庶務に関すること。</p> <p><u>5</u> 障害福祉の計画、企画及び調整に関すること。</p> <p><u>6</u> 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。</p> <p><u>7</u> 障害者の自立支援給付に関すること。</p> <p><u>8</u> 障害者の地域生活支援事業に関すること。</p> <p><u>9</u> 障害児通所支援に関すること。</p> <p><u>10</u> 障害者の手当に関すること。</p> <p><u>11</u> 障害者の権利擁護に関すること。</p> <p><u>12</u> 障害者福祉団体に関すること。</p> <p><u>13</u> 身体障害者福祉センターの管理運営に関すること。</p> <p><u>14</u> かとれあワーカスの管理運営に関すること。</p> <p><u>15</u> 避難行動要支援者名簿に関すること。 (地域福祉係へ)</p> <p><u>16</u> 日本赤十字社に関すること。 (地域福祉係へ)</p> <p><u>17</u> 社会福祉法人知立市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (地域福祉係へ)</p> <p><u>18</u> 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p> <p><u>保護援護係</u> (生活保護係に名称変更)</p> <p><u>1</u> 生活保護に関すること。</p> <p><u>2</u> 生活困窮者に関すること。 (地域福祉係へ)</p> <p><u>3</u> 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</p> <p><u>4</u> 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 (地域福祉係へ)</p> <p><u>5</u> 中国残留邦人等の支援に関すること。</p> <p><u>6</u> 民生委員に関すること。 (地域福祉係へ)</p> <p><u>7</u> 保護司等更生保護に関すること。 (地域福祉係へ)</p> <p><u>8</u> 災害救助、災害弔慰金等に関すること。 (地域福祉係へ)</p>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p>地域福祉係（新設）</p> <p>1 重層的支援体制に関すること。（新規）</p> <p>2 生活困窮者に関すること。</p> <p>3 子ども・若者育成支援に関すること。（新規）</p> <p>4 孤独・孤立対策に関すること。（新規）</p> <p>5 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。</p> <p>6 民生委員に関すること。</p> <p>7 保護司等更生保護に関すること。</p> <p>8 災害救助、災害弔慰金等に関すること。</p> <p>9 福祉団体に関すること。</p> <p>10 社会福祉法人に関すること。</p> <p>11 地域福祉の計画、施策の調整及び活動支援に関すること。</p> <p>12 避難行動要支援者名簿に関すること。</p> <p>13 日本赤十字社に関すること。</p> <p>こども家庭課</p> <p>こども育成係</p> <p>1 子育て支援対策の計画、調整及び実施に関すること。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>3 放課後子ども教室に関すること。（教育委員会から所管変更）</p> <p>4 児童厚生施設の管理運営に関すること。</p> <p>5 ひとり親家庭等福祉に関すること。</p> <p>6 児童手当に関すること。</p>	<p>9 福祉団体に関すること。（地域福祉係へ）</p> <p>10 社会福祉法人に関すること。（地域福祉係へ）</p> <p>11 地域福祉の計画、施策の調整及び活動支援に関すること。（地域福祉係へ）</p> <p>子ども課（こども家庭課に名称変更）</p> <p>児童家庭係（こども育成係に名称変更）</p> <p>1 子育て支援対策の計画、調整及び実施に関すること。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>3 児童厚生施設の管理運営に関すること。</p> <p>4 ひとり親家庭等福祉に関すること。</p> <p>5 こども家庭センター（児童福祉機能）に関すること。（こども家庭相談係へ）</p> <p>6 児童手当に関すること。</p>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p>7 児童扶養手当に関すること。</p> <p>8 遺児手当に関すること。</p> <p>9 他の係の所管に属さないこと。</p> <p><u>こども家庭相談係（新設）</u></p> <p>1 <u>こども家庭センターの統括に関すること。（新規）</u></p> <p>2 <u>こども家庭センター（児童福祉機能）に関すること。</u></p> <p>3 <u>家庭支援事業に関すること。（新規）</u></p> <p>4 <u>要保護児童対策地域協議会に関すること。（新規）</u></p> <p>5 <u>こども相談に関すること。（新規）</u></p>	<p>7 児童扶養手当に関すること。</p> <p>8 遺児手当に関すること。</p> <p>9 他の係の所管に属さないこと。</p>
<u>保育支援課（子ども課から分離し、新設）</u>	
<u>保育係</u>	<u>子育て支援係</u>
<p>1 <u>保育業務の計画及び実施に関すること。</u></p> <p>2 <u>保育の利用に関すること。</u></p> <p>3 <u>保育所の管理運営に関すること。</u></p> <p>4 <u>私立の教育・保育施設等に関すること。</u></p> <p>5 <u>教育・保育施設等の職員に関すること。</u></p> <p>6 <u>他の係の所管に属さないこと。</u></p>	<p>1 <u>子育て支援センターの管理運営に関すること。</u></p> <p>2 <u>児童発達支援センターの管理運営に関すること。</u></p> <p>3 <u>療育事業に関すること。</u></p> <p>4 <u>ファミリー・サポート・センターに関すること。</u></p> <p>5 <u>その他子育て支援に関すること。</u></p>
<u>子育て支援係</u>	<u>保育係</u>
<p>1 <u>子育て支援センターの管理運営に関すること。</u></p> <p>2 <u>児童発達支援センターの管理運営に関すること。</u></p> <p>3 <u>療育事業に関すること。</u></p> <p>4 <u>ファミリー・サポート・センターに関すること。</u></p> <p>5 <u>その他子育て支援に関すること。</u></p>	<p>1 <u>保育業務の計画及び実施に関すること。</u></p> <p>2 <u>保育の利用に関すること。</u></p> <p>3 <u>保育所の管理運営に関すること。</u></p> <p>4 <u>私立の教育・保育施設等に関すること。</u></p> <p>5 <u>教育・保育施設等の職員に関すること。</u></p>
保険健康部	保険健康部
長寿介護課	<p><u>長寿介護課</u></p> <p><u>長寿係（地域支援係に統合し、廃止）</u></p> <p>1 <u>部の所管に係わる事業の企画及び調整に関すること。</u></p>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p>介護保険係</p> <p>1 介護保険事業の調査及び統計に関すること。</p> <p>2 介護保険事業計画に関すること。</p> <p>3 介護保険料の賦課及び徴収（第1号被保険者）に関すること。</p> <p>4 被保険者の資格管理に関すること。</p> <p>5 要介護・要支援認定に関すること。</p> <p>6 保険給付に関すること。</p> <p>7 介護保険事業所に関すること。</p> <p>8 その他介護保険に関すること。</p> <p>9 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p>	<p>2 部の職員の配置計画に関すること。</p> <p>3 部に属する情報の公開に関すること。</p> <p>4 部の庶務に関すること。</p> <p>5 高齢化対策の企画、調査及び研究に関すること。</p> <p>6 高齢者福祉の計画及び施策の実施に関すること。</p> <p>7 老人クラブに関すること。</p> <p>8 老人福祉センターの管理運営に関すること。</p> <p>9 福祉の里八ツ田の管理運営に関すること。</p> <p>10 老人憩の家の管理運営に関すること。</p> <p>11 公益社団法人知立市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。</p> <p>12 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p>
<p>地域支援係</p> <p>1 高齢化対策の企画、調査及び研究に関すること。</p> <p>2 高齢者福祉の計画及び施策の実施に関すること。</p> <p>3 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。</p> <p>4 在宅医療・介護連携の推進に関すること。</p> <p>5 認知症施策の推進に関すること。</p>	<p>介護保険係</p> <p>1 介護保険事業の調査及び統計に関すること。</p> <p>2 介護保険事業計画に関すること。</p> <p>3 介護保険料の賦課及び徴収（第1号被保険者）に関すること。</p> <p>4 被保険者の資格管理に関すること。</p> <p>5 要介護・要支援認定に関すること。</p> <p>6 保険給付に関すること。</p> <p>7 介護保険事業所に関すること。</p> <p>8 その他介護保険に関すること。</p>
	<p>地域支援係</p> <p>1 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。</p> <p>2 在宅医療・介護連携の推進に関すること。</p> <p>3 認知症施策の推進に関すること。</p>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
6 高齢者の生活支援体制の整備に関すること。	4 高齢者の生活支援体制の整備に関すること。
7 その他地域包括ケアの推進に関すること。	5 その他地域包括ケアの推進に関すること。
8 <u>老人クラブ</u> に関すること。	
9 <u>老人福祉センターの管理運営</u> に関すること。	
10 <u>福祉の里八ツ田の管理運営</u> に関すること。	
11 <u>老人憩の家の管理運営</u> に関すること。	
12 <u>公益社団法人知立市シルバー人材センターとの連絡調整</u> に関すること。	
国保医療課 略	国保医療課 略
健康増進課 略	健康増進課 略
<u>産業環境部</u>	<u>市民部（市民課を総務部へ配置変更し、産業環境部に名称変更）</u>
	<u>市民課（総務部へ配置変更）</u>
	<u>旅券庶務係</u>
	1 部の所管に係わる事業の企画及び調整に関すること。
	2 部の職員の配置計画に関すること。
	3 部に属する情報の公開に関すること。
	4 部の庶務に関すること。
	5 一般旅券の交付等に関すること。
	6 マイナンバーカードの交付に関すること。
	7 公的個人認証サービスに関すること。
	8 犯罪人名簿に関すること。
	9 逢妻浄苑の管理運営に関すること。
	10 行政相談委員に関すること。
	11 市民相談に関すること。
	12 おくやみ窓口に関すること。
	13 部内の他の課、係の所管に属さないこと。
	<u>戸籍住民係</u>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p><u>産業振興課</u></p> <p><u>商工振興係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 商工業の振興に関すること。 2 商工会に関すること。 3 商工団体組合に関すること。 4 中小企業金融に関すること。 5 物産の紹介宣伝及び斡旋に関すること。 6 <u>スタートアップ支援に関すること。（新規）</u> 7 <u>企業立地の推進に関すること。</u> 	<p><u>戸籍の届出及び記録に関すること。</u></p> <p><u>戸籍の証明に関すること。</u></p> <p><u>成年被後見人等及び破産者名簿に関すること。</u></p> <p><u>住民異動の届出及びこれに伴う各課との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>住民基本台帳の記録、証明等に関すること。</u></p> <p><u>住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。</u></p> <p><u>住民票記載事項実態調査に関すること。</u></p> <p><u>特別永住者証明書の交付等に関すること。</u></p> <p><u>中長期在留者の居住地の届出に関すること。</u></p> <p><u>印鑑の登録及び証明に関すること。</u></p> <p><u>埋火葬許可に関すること。</u></p> <p><u>人口動態調査に関すること。</u></p> <p><u>相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく報告に関すること。</u></p> <p><u>し尿取扱券及び市の発行物の販売に関すること。</u></p> <p><u>手数料及び使用料の収納に関すること。</u></p> <p><u>自動車の臨時運行許可に関すること。</u></p> <p><u>市税の証明に関すること。</u></p> <p><u>経済課（産業振興課に名称変更）</u></p> <p><u>商工観光係（商工振興係に名称変更）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 商工業の振興に関すること。 2 商工会に関すること。 3 商工団体組合に関すること。 4 中小企業金融に関すること。 5 物産の紹介宣伝及び斡旋に関すること。 6 <u>観光に関すること。（観光振興係へ）</u> 7 <u>観光施設の管理運営に関すること。（観光振興係へ）</u> 8 <u>観光交流センターの管理運営に関すること。（観光振興係へ）</u>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
8 計量に関すること。 9 労働対策に関すること。 10 消費者行政に関すること。 11 部内の他の課、係の所管に属さないこと。	9 知立駅周辺の交流促進・にぎわい創出に関すること。 <u>（まちづくり政策係へ）</u> 10 計量に関すること。 11 労働対策に関すること。 12 消費者行政に関すること。 13 他の係の所管に属さないこと。
<u>農業振興係</u>	<u>農政係（農業振興係に名称変更）</u>
1 農林業振興に関すること。 2 農業の指導及び奨励に関すること。 3 農業経営への支援に関すること。 4 病害虫及び害鳥獣の防除に関すること。 5 畜産等に関すること。 6 農業委員会との連絡に関すること。 7 地域農業再生協議会との連絡調整に関すること。 8 土地改良事業の調査計画に関すること。 9 土地改良区の指導監督に関すること。 10 土地改良関係団体との協議調整に関すること。 11 農業農村基盤整備に関すること。 12 土地改良施設の新設、改良及び維持管理に関すること。 13 農地及び土地改良施設の災害防止及び復旧に関すること。 14 その他農政に関すること。	1 農林業振興に関すること。 2 農業の指導及び奨励に関すること。 3 農業経営への支援に関すること。 4 病害虫及び害鳥獣の防除に関すること。 5 畜産等に関すること。 6 農業委員会との連絡に関すること。 7 地域農業再生協議会との連絡調整に関すること。 8 その他農政に関すること。
環境課 略	環境課 略
建設部 土木課 管理係	建設部 土木課 管理係 1 部の所管に係わる事業の企画及び調整に関すること。 2 部の職員の配置計画に関すること。

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<p>1 市道の認定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>2 道路、橋梁及び河川台帳の整備に関すること。</p> <p>3 道路等の管理占用に関すること。</p> <p>4 道路等と民有地の境界立会に関すること。</p> <p>5 道路等の登記事務に関すること。</p> <p>6 法定外公共用物に関すること。</p> <p>7 道路後退に関すること。</p> <p>8 道路等の調査報告に関すること。</p> <p>9 建設統計に関すること。</p> <p>10 駐車場（駐輪場を含む。）の管理運営に関すること。</p> <p>11 放置自動車及び自転車の撤去及び処分に関すること。</p> <p>12 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p> <p><u>整備係</u></p> <p>1 道路、橋梁、河川及び排水路の新設及び改良に関すること。</p> <p>2 交通安全施設の整備に関すること。</p> <p>3 道路、橋梁、河川及び排水路の災害防止及び復旧に関すること。</p> <p><u>維持係</u></p> <p>1 道路、橋梁、河川及び排水路の修繕及び維持に関すること。</p> <p>2 交通安全施設の維持に関すること。</p> <p>3 雨水浸透阻害行為に関すること。</p> <p>4 道路愛護会に関すること。</p>	<p>3 部に属する情報の公開に関すること。</p> <p>4 部の庶務に関すること。</p> <p>5 市道の認定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>6 道路、橋梁及び河川台帳の整備に関すること。</p> <p>7 道路等の管理占用に関すること。</p> <p>8 道路等と民有地の境界立会に関すること。</p> <p>9 道路等の登記事務に関すること。</p> <p>10 法定外公共用物に関すること。</p> <p>11 道路後退に関すること。</p> <p>12 道路等の調査報告に関すること。</p> <p>13 建設統計に関すること。</p> <p>14 駐車場（駐輪場を含む。）の管理運営に関すること。</p> <p>15 放置自動車及び自転車の撤去及び処分に関すること。</p> <p>16 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p> <p><u>道路工務係（整備係に名称変更）</u></p> <p>1 道路の新設、改良、修繕及び維持に関すること。</p> <p>2 交通安全施設の整備及び維持に関すること。</p> <p>3 道路の災害防止及び復旧に関すること。</p> <p>4 道路愛護会に関すること。</p> <p><u>河川工務係（維持係に名称変更）</u></p> <p>1 橋梁の新設、改良、修繕及び維持に関すること。</p> <p>2 橋梁の災害防止及び復旧に関すること。</p> <p>3 河川及び排水路の新設、改良、修繕及び維持に関すること。</p> <p>4 河川及び排水路の災害防止及び復旧に関すること。</p> <p>5 雨水浸透阻害行為に関すること。</p> <p>6 土地改良事業の調査計画に関すること。（農業振興係へ）</p> <p>7 土地改良区の指導監督に関すること。（農業振興係へ）</p> <p>8 土地改良関係団体との協議調整に関すること。（農業振興係へ）</p>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
建築課 略	9 農業農村基盤整備に関すること。 <u>（農業振興係へ）</u> 10 土地改良施設の新設、改良及び維持管理に関すること。 <u>（農業振興係へ）</u> 11 農地及び土地改良施設の災害防止及び復旧に関すること。 <u>（農業振興係へ）</u>
都市整備部 都市計画課 都市企画係	建築課 略
1 都市計画の調査及び計画に関すること。 2 都市計画の決定及び変更に関すること。 3 都市計画審議会に関すること。 4 都市景観に関すること。 5 都市計画道路の新設及び改良に関すること。 6 都市計画道路の用地取得、物件移転補償及び登記事務に関すること。 7 宅地造成及び特定盛土等に関すること。 8 部内の他の課、係の所管に属さないこと。	都市整備部 都市計画課 都市企画係 1 部の所管に係わる事業の企画及び調整に関すること。 2 部の職員の配置計画に関すること。 3 部に属する情報の公開に関すること。 4 部の庶務に関すること。 5 都市計画の調査及び計画に関すること。 6 都市計画の決定及び変更に関すること。 7 都市計画審議会に関すること。 8 都市景観に関すること。 9 都市計画道路の新設及び改良に関すること。 10 都市計画道路の用地取得、物件移転補償及び登記事務に関すること。 11 宅地造成及び特定盛土等に関すること。 12 部内の他の課、係の所管に属さないこと。
公園緑地係 1 公園、緑地の新設、改良及び管理に関すること。 2 緑化の推進及び補助に関すること。 3 児童遊園の改良及び管理に関すること。	公園緑地係 1 公園、緑地の新設、改良及び管理に関すること。 2 緑化の推進及び補助に関すること。 3 児童遊園の改良及び管理に関すること。
<u>都市整備課</u>	<u>まちづくり課（都市整備課に名称変更）</u>

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
<u>都市整備係</u>	<u>まちづくり推進係（都市整備係に名称変更）</u>
1 <u>社会資本整備総合交付金</u> に関すること。 (新規) 2 市街地再開発事業の計画及び調査に関すること。 3 市街地再開発事業の施行及び再開発組合の指導に関すること。 4 コミュニティバスに関すること。 5 公共交通に関すること。	1 <u>まちづくりの推進</u> に関すること。 2 市街地再開発事業の計画及び調査に関すること。 3 市街地再開発事業の施行及び再開発組合の指導に関すること。 4 コミュニティバスに関すること。 5 公共交通に関すること。
<u>区画整理係</u>	<u>区画整理係</u>
1 <u>知立駅南土地区画整理事業の計画及び調査</u> に関すること。 2 土地区画整理事業の計画及び調査に関すること（前号に掲げる ことを除く。）。 3 土地区画整理組合の準備及び設立に関すること。 4 土地区画整理組合の指導に関すること。 5 その他土地区画整理事業に関すること。	1 土地区画整理事業の計画及び調査に関すること。 2 土地区画整理組合の準備及び設立に関すること。 3 土地区画整理組合の指導に関すること。 4 その他土地区画整理事業に関すること。
<u>都市開発課</u>	<u>都市開発課</u>
<u>市街地整備係</u>	<u>市街地整備係</u>
1 知立駅周辺土地区画整理事業の施行に関すること。	1 <u>知立駅南土地区画整理事業の計画及び調査</u> に関すること。 (区 画整理係へ) 2 知立駅周辺土地区画整理事業の施行に関すること。 3 他の係の所管に属さないこと。
<u>鉄道高架係</u>	<u>鉄道高架係</u>
1 連続立体交差事業に関すること。	1 連続立体交差事業に関すること。
上下水道部 略	上下水道部 略
会計課 略	会計課 略
教育部	教育部
教育庶務課	教育庶務課

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
教育庶務係	教育庶務係
<p>1 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>2 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。</p> <p>3 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。</p> <p>4 工事計画の策定及び教育財産の取得の申出に関すること。</p> <p>5 学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>6 教育財産の管理に関すること。</p> <p>7 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。</p> <p>8 公告式に関すること。</p> <p>9 調査、統計、広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>10 公印の保管に関すること。</p> <p>11 情報公開に関すること。</p> <p>12 奨学金の支給及び奨学金支給審査委員会に関すること。</p> <p>13 私学の助成に関すること。</p> <p>14 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p>	<p>1 部の所管に係わる事業の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 部の職員の配置計画に関すること。</p> <p>3 部の庶務に関すること。</p> <p>4 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>5 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。</p> <p>6 教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に関すること。</p> <p>7 工事計画の策定及び教育財産の取得の申出に関すること。</p> <p>8 学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>9 教育財産の管理に関すること。</p> <p>10 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。</p> <p>11 公告式に関すること。</p> <p>12 調査、統計、広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>13 公印の保管に関すること。</p> <p>14 情報公開に関すること。</p> <p>15 奨学金の支給及び奨学金支給審査委員会に関すること。</p> <p>16 私学の助成に関すること。</p> <p>17 部内の他の課、係の所管に属さないこと。</p>
学校給食係	学校給食係
<p>1 学校給食センターの管理及び運営に関すること。</p> <p>2 学校給食センター運営委員会に関すること。</p> <p>3 学校給食の計画立案及び指導に関すること。</p> <p>4 その他学校給食に関すること。</p>	<p>1 学校給食センターの管理及び運営に関すること。</p> <p>2 学校給食センター運営委員会に関すること。</p> <p>3 学校給食の計画立案及び指導に関すること。</p> <p>4 その他学校給食に関すること。</p>
学校教育課	学校教育課
学校教育係	学校教育係
1 県費負担教職員の任免、懲戒その他の進退の内申に関すること。	1 県費負担教職員の任免、懲戒その他の進退の内申に関すること。

改編後の組織（令和8年度から）	現行の組織（令和7年度まで）
2 県費負担教職員の服務の監督及び勤務成績の評定に関すること。	2 県費負担教職員の服務の監督及び勤務成績の評定に関すること。
3 教職員の研修及び指導に関すること。	3 教職員の研修及び指導に関すること。
4 学校の組織、教育課程、學習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。	4 学校の組織、教育課程、學習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
5 教科書その他の教材の取扱いに関すること。	5 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
6 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。	6 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
7 学校における保健、安全、厚生及び福利に関すること。	7 学校における保健、安全、厚生及び福利に関すること。
8 児童及び生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関すること。	8 児童及び生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関すること。
9 学校体育に関すること。	9 学校体育に関すること。
10 学区の編成に関すること。	10 学区の編成に関すること。
11 通学路に関すること。	11 通学路に関すること。
12 交通安全に関すること。	12 交通安全に関すること。
13 教育職員免許事務に関すること。	13 教育職員免許事務に関すること。
<u>14 その他学校教育に関すること。</u> 生涯学習スポーツ課 略 文化課 略	<u>14 放課後子ども教室に関すること。 (こども育成係へ所管変更)</u> <u>15 その他学校教育に関すること。</u> 生涯学習スポーツ課 略 文化課 略
議会事務局 略	議会事務局 略
監査委員事務局 略	監査委員事務局 略

知立市基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第59号、参考資料)

改正後				改正前			
別表第1 (第3条関係) 資金積立基金 (財産を維持する基金) 表 略 (資金を積み立てる基金)				別表第1 (第3条関係) 資金積立基金 (財産を維持する基金) 表 略 (資金を積み立てる基金)			
名称	設置目的	積立額	処分目的	名称	設置目的	積立額	処分目的
略	略	歳入歳出予算に定める金額	略	略	略	歳入歳出予算に定める金額	略
略	略	歳入歳出予算に定める金額	設置目的を達成するための財源に充てるため	略	略	歳入歳出予算に定める金額	設置目的を達成するための財源に充てるため
<u>知立市市制50周年事業基金</u>	<u>市制50周年事業を実施するため</u>			<u>知立市市制50周年事業基金</u>	<u>市制50周年事業を実施するため</u>		
<u>知立市産業振興基金</u>	<u>産業の振興を図るため</u>						
略	略		略	略	略		略

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

(議案第60号、参考資料)

改正後（令和7年4月1日適用）	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和8年4月1日）	改正前（令和7年4月1日適用）
(議員報酬の額)	(議員報酬の額)
第2条 議員報酬月額は、次のとおりとする。	第2条 議員報酬月額は、次のとおりとする。
(1) 議長 <u>516,000円</u>	(1) 議長 <u>502,000円</u>
(2) 副議長 <u>444,000円</u>	(2) 副議長 <u>432,000円</u>
(3) 常任委員会（予算・決算委員会を除く。）の委員長 <u>434,000円</u>	(3) 常任委員会（予算・決算委員会を除く。）の委員長 <u>422,000円</u>
(4) 議員 <u>421,000円</u>	(4) 議員 <u>410,000円</u>
(期末手当)	(期末手当)
第6条 略	第6条 略
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 略	3 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

(議案第61号、参考資料)

改正後（令和7年4月1日適用）	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和8年4月1日）	改正前（令和7年4月1日適用）
(給料) 第3条 給料月額は次のとおりとする。 (1) 市長 <u>970,000円</u> (2) 副市長 <u>805,000円</u> (3) 教育長 <u>729,000円</u>	(給料) 第3条 給料月額は次のとおりとする。 (1) 市長 <u>944,000円</u> (2) 副市長 <u>783,000円</u> (3) 教育長 <u>709,000円</u>
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

(議案第62号、参考資料)

改正後（令和7年4月1日適用）	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>4,700円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>2万3,500円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p> <p>4 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき<u>4,500円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>2万1,000円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める月額の宿日直手当を支給する。</p> <p>4 略</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該</p>

改正後（令和7年4月1日適用）	改正前
<p>職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>
<p>別表第1・別表第2 略</p>	<p>別表第1・別表第2 略</p>

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和8年4月1日）	改正前（令和7年4月1日適用）
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては</u></p>

改正後（令和8年4月1日）	改正前（令和7年4月1日適用）
総額	<u>100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5を乗じて得た額</u> の総額
3～5 略	3～5 略

本年の給与勧告のポイント①

月例給

民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円 (3.62%) を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

✓ 債給

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)

【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

✓ 本府省業務調整手当

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給

- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

✓ 特地勤務手当等

- ▶ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特地勤務手当等 72円 はね返り分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス

直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月

- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月

- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ

年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)

- ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手當に

0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
	勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)
8年度	期末手当	1.2625月	1.2625月
	以降 勤勉手当	1.0625月	1.0625月

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）
 (議案第63号、参考資料)

改正後（公布の日）	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。次条第1項第2号において同じ。）に、<u>10月に支給する場合においては100分の125、4月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。次条第1項第2号において同じ。）に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に、<u>10月に支給する場合においては100分の105、4月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 略</p>

知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和8年5月1日）	改正前（公布の日）
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。次条第1項第2号において同じ。）に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（時間額により報酬が定められている場合には、市長が規則で定める方法により月額に換算した額。次条第1項第2号において同じ。）に、<u>10月に支給する場合においては100分の125</u>、<u>4月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>2 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員（市長が規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の報酬の月額に、<u>10月に支給する場合においては100分の105</u>、<u>4月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>2 略</p>

知立市職員旅費条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第64号、参考資料)

改正後	改正前
(用語の定義)	第1章 総則
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(用語の定義)
(1)～(3) 略	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁 <u>(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)</u> を離れて旅行し又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。	(1)～(3) 略
(5) 遺族 職員の配偶者 <u>(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> 、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。	(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
(6) <u>旅行役務提供者 旅行業者 (旅行業法(昭和27年法律第239号) 第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他市長が定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他市長が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。</u>	(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 略	第3条 略
2～4 略	2～4 略
5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により <u>旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)</u> を受け、又は死亡した場合 <u>そ</u>	5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、 <u>その出発前に</u> 次条第3項の規定により <u>旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)</u> を変更(取消しを含む。以下同じ。)され又は

改正後	改正前
<p>の他市長が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">（旅行命令等）</p> <p>第4条 旅行は、<u>旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼</u>（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u></p> <p>4 旅行命令権者は、<u>旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿</u>（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、<u>旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</u></p>	<p>死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関の事故又は天災</u>その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 旅行は、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者</u>（以下「旅行命令権者」という。）の発する<u>旅行命令等</u>によって行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき変更することができる。</u></p> <p>4 旅行命令権者は、<u>旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿</u>（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、<u>これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。この場合において、旅行命令権者はできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は市長が定める。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>とする。</p>
<p>2~4 略</p> <p>5 <u>その他の交通費</u>は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、<u>実費額</u>により支給する。</p> <p>6 <u>宿泊費</u>は、第16条の額を上限とした<u>実費額</u>により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。</p> <p>7 <u>包括宿泊費</u>は、第17条に規定する合計額により支給する。</p> <p>8 <u>宿泊手当</u>は、宿泊した夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。</p>	<p>2~4 略</p> <p>5 <u>車賃</u>は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について<u>路程に応じ実費額</u>により支給する。</p> <p>6 <u>旅行雑費</u>は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 <u>宿泊料</u>は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>8 <u>食卓料</u>は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p>
<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのもの</u>として第11条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>

改正後	改正前
<p>第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職名の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は<u>その他の交通費</u>を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの<u>並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）</u>に必要な書類を添えて、<u>これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。</u>この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額</u>のうちその書類を提出しなかったため、その<u>旅費又は旅費に相当する金額</u>の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</p> <p>5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を出したものとみなす。</p> <p>6 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は市長が定める。</p>	<p>第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職名の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は<u>車賃</u>を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは<u>所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。</u>この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額</u>のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類、記載事項及び様式並びに第2項及び<u>前項</u>に規定する期間は市長が定める。</p>

改正後	改正前
<p>(鉄道賃)</p> <p>第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる費用に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 特別車両料金（市長等に限る。） (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用 <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。</p> <p>(船賃)</p> <p>第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 	<p>第2章 内国旅行の旅費</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第11条 鉄道賃の額は、現に支払った旅客運賃（特別料金を含む。）による。</p> <p>(船賃)</p> <p>第12条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（特別料金を含む。）による。</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>特別船室料金</u>（市長等に限る。）</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(航空賃)</p> <p>第13条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付隨する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動する場合には、この限りでない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(その他の交通費)</p> <p>第14条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その</u></p>	
	<p style="text-align: center;">(航空賃)</p> <p>第13条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p style="text-align: center;">(車賃)</p> <p>第14条 <u>車賃の額は、現に支払った車賃による。</u></p>

改正後	改正前
<u>他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u>	
(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u>	
(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u>	(旅行雑費)
<u>第15条 削除</u>	<u>第15条 旅行雑費の額は、別表の定額による。</u>
	2 <u>前項の規定にかかわらず、全経路が県内の地域にある旅行その他これに相当する旅行における旅行雑費の額は、1日につき750円とする。</u>
	3 <u>前2項の規定にかかわらず、公用車又は自家用車を使用して旅行した場合は、旅行雑費は支給しない。</u>
<u>(宿泊費)</u>	(宿泊料)
<u>第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u>	<u>第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。</u>
	2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u>
	3 <u>鉄道旅行、陸路旅行において夜行列車、夜行バスを使用する場合は、食卓料相当額を支給する。</u>
<u>(包括宿泊費)</u>	(食卓料)
<u>第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第11条から第14条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u>	<u>第17条 食卓料の額は、別表の定額による。</u>
	2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</u>

改正後	改正前
<u>(宿泊手当)</u> <u>第17条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表に定める一夜当たりの定額とする。</u> <u>2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u> <u>(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額</u> <u>(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額</u> <u>3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u>	
<u>第19条 削除</u> <u>（退職者等の旅費）</u> <u>第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は次に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</u> <u>(2) 略</u> <u>（旅費の支給額の上限）</u> <u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、</u>	<u>（講習会等の旅費）</u> <u>第19条 職員が講習、研修、訓練、その他これらに類する目的のため旅行するときは市長が別に定める旅費を支給する。この場合第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることはできない。</u> <u>（退職者等の旅費）</u> <u>第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は次に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</u> <u>(2) 略</u> <u>第3章 外国旅行の旅費</u> <u>第4章 雜則</u>

改正後	改正前
<p><u>第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第16条及び第17条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第25条 任命権者は旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第26条 略</u></p> <p>(旅費の返納)</p> <p><u>第27条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、市長が定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第28条 略</u></p>	<p>(旅費の調整)</p> <p><u>第24条 任命権者は旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第25条 略</u></p>

改正後

別表（第16条、第17条の2関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		宿泊手当 (1夜につき)
	市長等	一般職の職員	
北海道	18,000円	13,000円	2,400円
青森県	15,000円	11,000円	
岩手県	13,000円	9,000円	
宮城県	14,000円	10,000円	
秋田県	15,000円	11,000円	
山形県	14,000円	10,000円	
福島県	11,000円	8,000円	
茨城県	15,000円	11,000円	
栃木県	14,000円	10,000円	
群馬県	14,000円	10,000円	
埼玉県	27,000円	19,000円	
千葉県	24,000円	17,000円	
東京都	27,000円	19,000円	
神奈川県	22,000円	16,000円	
新潟県	22,000円	16,000円	
富山県	15,000円	11,000円	
石川県	13,000円	9,000円	
福井県	14,000円	10,000円	
山梨県	17,000円	12,000円	
長野県	15,000円	11,000円	
岐阜県	18,000円	13,000円	
静岡県	13,000円	9,000円	
愛知県	15,000円	11,000円	

改正前

別表（第15条、第16条、第17条関係）

旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区分	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
(1) 市長、副市長及び教育長	円 1,500	円 14,100	円 3,000
(2) 一般職の職員	1,500	12,500	2,600

改正後			改正前	
三重県	13,000円	9,000円		
滋賀県	15,000円	11,000円		
京都府	27,000円	19,000円		
大阪府	18,000円	13,000円		
兵庫県	17,000円	12,000円		
奈良県	15,000円	11,000円		
和歌山県	15,000円	11,000円		
鳥取県	11,000円	8,000円		
島根県	13,000円	9,000円		
岡山県	14,000円	10,000円		
広島県	18,000円	13,000円		
山口県	11,000円	8,000円		
徳島県	14,000円	10,000円		
香川県	21,000円	15,000円		
愛媛県	14,000円	10,000円		
高知県	15,000円	11,000円		
福岡県	25,000円	18,000円		
佐賀県	15,000円	11,000円		
長崎県	15,000円	11,000円		
熊本県	20,000円	14,000円		
大分県	15,000円	11,000円		
宮崎県	17,000円	12,000円		
鹿児島県	17,000円	12,000円		
沖縄県	15,000円	11,000円		

知立市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第65号、参考資料)

改正後	改正前
<p>附 則 (法人税割の税率の特例)</p> <p>第22条 平成18年3月31日から<u>令和18年3月30日</u>までの間に終了する各事業年度又は各計算期間における法人税割の税率及び同期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第33条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。</p> <p>2 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。次項及び第4項において同じ。）が1億円以下である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）、<u>法人でない</u>社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの<u>又は</u>法人税割の課税標準である法人税額（法第321条の13の規定の適用を受ける法人にあっては、関係市町村に分割する前の法人税額とする。）が、年1,000万円以下の法人に対する各事業年度又は各計算期間における法人税割額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、次項に規定する場合を除き、第2項中「年1,000万円以下」とあるのは「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下」とする。</u></p> <p>6 <u>法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第46条の規定により法人の市民税の申告書（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の申告書に係る法人税額等を記載したものに限る。）を提出すべき場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人税</u></p>	<p>附 則 (法人税割の税率の特例)</p> <p>第22条 平成18年3月31日から<u>令和8年3月30日</u>までの間に終了する各事業年度又は各計算期間における法人税割の税率及び同期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第33条の4の規定にかかわらず、100分の8.4とする。</p> <p>2 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。次項及び第4項において同じ。）が1億円以下である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）、<u>法人でない</u>社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに対する各事業年度又は各計算期間における法人税割額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>3・4 略</p>

改正後	改正前
<p><u>割の課税標準である法人税額（法第321条の13の規定の適用を受ける法人にあっては、関係市町村に分割する前の法人税額とする。）が、年1,000万円以下</u>とあるのは「当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割額として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を、前事業年度の月数で除して得た額の12倍に相当する額が1,000万円以下」とする。</p> <p><u>7 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月末満の端数を生じたときは、1月とする。</u></p>	

知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第68号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、保育所において行う延長保育の実施、一時保育の実施、休日保育の実施、病児・病後児保育の<u>実施</u>、預かり保育の実施、<u>私的契約児保育の実施及び乳児等通園支援の実施</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、保育所において行う延長保育の実施、一時保育の実施、休日保育の実施、病児・病後児保育の<u>実施及び預かり保育の実施並びに私的契約児保育の実施</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>(乳児等通園支援の実施)</u></p> <p><u>第8条 乳児等通園支援の実施は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する事業について、規則で定めるところにより行うものとする。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第8条 略</u></p>
<p>第9条 略</p>	

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第71号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用(以下「通常保育料」という。)並びに知立市特別保育等の実施に関する条例(昭和62年知立市条例第5号。以下「特別保育等実施条例」という。)に基づき実施する延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、預かり保育、<u>私的契約児保育及び乳児等通園支援</u>に係る費用の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(乳児等通園支援利用料の徴収及び額)</p> <p><u>第10条 市長は、特別保育等実施条例第8条に規定する乳児等通園支援を行ったときは、保護者から乳児等通園支援利用料を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する乳児等通園支援利用料の額について、規則で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(納入の通知)</p> <p>第11条 市長は、第2条から前条までの規定により徴収する通常保育料、延長保育料、一時保育料、休日保育料、病児・病後児保育料、預かり保育料、<u>私的契約児保育料又は乳児等通園支援利用料</u>(以下「通常保育料等」という。)の額を決定したときは、保護者に通知しなければならない。通常保育料等の額を変更したときも、同様とする。</p> <p>(通常保育料等の納期限)</p> <p>第12条 略</p> <p>(通常保育料の減免)</p> <p>第13条 略</p> <p>(過誤納保育料等の取扱い)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用(以下「通常保育料」という。)並びに知立市特別保育等の実施に関する条例(昭和62年知立市条例第5号。以下「特別保育等実施条例」という。)に基づき実施する延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、預かり保育<u>及び私的契約児保育</u>に係る費用の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第10条 市長は、第2条から前条までの規定により徴収する通常保育料、延長保育料、一時保育料、休日保育料、病児・病後児保育料、預かり保育料<u>又は私的契約児保育料</u>(以下「通常保育料等」という。)の額を決定したときは、保護者に通知しなければならない。通常保育料等の額を変更したときも、同様とする。</p> <p>(通常保育料等の納期限)</p> <p>第11条 略</p> <p>(通常保育料の減免)</p> <p>第12条 略</p> <p>(過誤納保育料等の取扱い)</p>

改正後	改正前
<p><u>第14条</u> 略 (委任)</p> <p><u>第15条</u> 略 別表第3 (第5条関係) 一時保育料 表 略 備考</p> <p>1 別表第1備考第3項及び<u>第6項</u>の規定は、この表について準用する。 2 略</p>	<p><u>第13条</u> 略 (委任)</p> <p><u>第14条</u> 略 別表第3 (第5条関係) 一時保育料 表 略 備考</p> <p>1 別表第1備考第3項及び<u>第5項</u>の規定は、この表について準用する。 2 略</p>

知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第72号、参考資料)

改正後		改正前	
(料金)		(料金)	
第25条 料金は、次の料金表により算定した基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算することとなる給水装置に係る基本料金及び従量料金の算定については、管理者が別に定める。		第25条 料金は、次の料金表により算定した基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算することとなる給水装置に係る基本料金及び従量料金の算定については、管理者が別に定める。	
基本料金表		基本料金表	
(1か月につき)		(1か月につき)	
メータ一口径		メータ一口径	
金額		金額	
円		円	
13ミリメートル	672	13ミリメートル	560
20ミリメートル	1,644	20ミリメートル	1,370
25ミリメートル	3,000	25ミリメートル	2,500
40ミリメートル	9,180	40ミリメートル	7,650
50ミリメートル	13,596	50ミリメートル	11,330
75ミリメートル	34,020	75ミリメートル	28,350
100ミリメートル	57,120	100ミリメートル	47,600
従量料金表		従量料金表	
(1か月につき)		(1か月につき)	
区分		区分	
用途	10立方メートルを 一トールまで 1立方メートルにつき	10立方メートルを 一トールまで 1立方メートルにつき	10立方メートルを 一トールまで 1立方メートルにつき
10立方メートルを超えて20立方メートルまで1立方メートルにつき	20立方メートルを超えて30立方メートルまで1立方メートルにつき	30立方メートルを超えて50立方メートルまで1立方メートルにつき	50立方メートルを超えて100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき
用途	10立方メートルを 一トールまで 1立方メートルにつき	10立方メートルを 一トールまで 1立方メートルにつき	100立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき

改正後							改正前							
		き	き	き	つき			き	き	き	き	つき		
一般用 (臨時用 以外のも の)		74円	106円	148円	183円	215円	247円		67円	96円	129円	157円	185円	216円
臨時用 (工事、 その他臨 時に使用 するも の)	1 立方メートルにつき	335円						1 立方メートルにつき	291円					

附 則

1・2 略

3 独立行政法人都市再生機構の建設に係る共同住宅を使用するもののうち、メータ一口径20ミリメートルのものの基本料金は、第25条の規定にかわらず、メータ一口径13ミリメートルの基本料金に204円を加算したものとする。

4 略

附 則

1・2 略

3 住宅都市整備公団の建設に係る共同住宅を使用するもののうち、メータ一口径20ミリメートルのものの基本料金は、第25条の規定にかかわらず、メータ一口径13ミリメートルの基本料金に170円を加算したものとする。

4 略